

福井市監査告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査の指摘事項等について、改善状況を確認したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

教育委員会事務局

学校教育課（放課後児童育成室）及び生涯学習課

(2) 監査範囲

令和3年度定期監査（所属別定期監査）における指摘事項等に係る事務

3 監査の着眼点（評価項目）

財産管理事務、支出事務及び収入事務について福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）等に準じて適正に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員からの聴取を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和4年12月12日から令和5年2月16日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、適切に処理されていた。